

陸佃『使遼録』の佚文とその史料価値について

——陸游の筆記史料を中心に——

はじめに

洪 性 珉

遼朝（契丹国）は、遊牧民に対しては部族制度、農耕民に対しては州県制度を用いる二重統治制度という特色を持つ国である。その中で、州県制度の主な対象となった地域は、後晋から得た燕雲十六州である。従って、遼による燕雲地域の統治についての理解は、遼という国の性格を明らかにするため不可欠である。一方、この地域は南宋と国境を接し、接壤地帯としての特徴を持つ。筆者は、以前宋遼接壤地域に存在した両属民に注目し、彼らに対する税役変化について考察した^①。ここでは、遼の税役政策の変化を示す根拠として以下の陸游『老学庵筆記』の記事を引用した（丸番号は筆者、以下同じ）。

〔史料一〕『老学庵筆記』卷五

①遼人劉六符、所謂ゆる劉燕公なる者、其の國に建議して謂う、「燕・薊・雲・朔は、本皆な中國の地にして、我れに屬するを樂します。大いに其の心を收むるを以てするに有るにあらざれば、必ず久くする能わず」と。

②虜主宗眞問いて曰く、「如何にして其の心を收むべきや」と。曰く、「民より斂むること十に其の四五を減ぜば、則ち民惟だ北朝の人爲らざるを恐るのみ」と。③虜主曰く、「國用は如何せん」と。曰く、「臣願わくは南朝に使いし、關南の地を割くを求め、而して戍を増し兵を閲して以て之れを脅す。南朝地を割くを重きとし、必ず歳幣を増すを求めん。我れ已むを得ずかこつに託けて之れを受く。幣を得るを俟てば、則ち其の數を以て民の賦を減ずるに對すること可なり」と。宗眞大いに以て然りと爲し、卒に其の策を用いて増幣を得たり。④而るに他の大臣約に背き、纔か幣の十の二を以て賦を減ずるも、民固より已に喜ぶ。⑤洪基嗣立するに及び、六符相と爲り、復た元の議を用いるを請う。洪基も亦た仁厚にして、遂に盡く銀絹二十萬の數を用いて、燕・雲の租賦を減ず。故に其の後虜政亂ると雖ども、而して人心離れず、豈に遼に人無しと謂うべけんや。

この記事から、遼が燕雲地域を統治するにその民心を考慮しなければならなかったこと(①の部分)、その民心を収めるためには減税が必要であったこと(②の部分)、その減税は國家財政に深く関わっていたので、減税による税収減少を補填するために宋を威嚇し増幣を導いたこと(③の部分)、増幣の直後にその二割(四万両匹)をもって減税し(第一次減税)(④の部分)、道宗初期に再び減税(第二次減税)を行ったこと(⑤の部分)が分かる。しかし、この記事は筆記の記述という史料の性質上、その由来の検討が不可欠である。筆者が調べたところ、その信憑性への疑問は清代の畢沅まで遡ることが確認された。

〔史料二〕畢沅『續資治通鑑』卷四四、宋仁宗慶曆二年（遼重熙十一年）春正月、辛未、

（前略・後掲〔史料一六〕の部分）是の月、遼南院宣徽使蕭特默・翰林學士劉六符を遣わして來り、晉陽及び瓦橋以南十縣の地を取らしめ、且つ師を興し夏を伐ち及び沿邊に水澤を疏濬し、兵戍を増益するの故を問う。〔考異〕（中略）陸游『老學庵筆記』云えらく、（中略・〔史料一〕の部分）。按ずるに遼主南伐の謀を創むるは、宋人師を夏に喪うに因りて自り、釁に乗じて動かすのみ。其の時蕭惠上の旨を承順し、蕭孝穆の力諫を以てすると雖も而れども聽かれず。

既にして張儉の言に因りて始め親ら師を率い南伐せず、而して六符に命じて宋に使いし地を索めしむ、六符首めに此の策を建てて自ら出使するを請うに非らず。『老學庵筆記』恐らく傳聞の誤りに屬す。⁽³⁾

つまり、畢沅は遼の皇帝が親征を諦めて宋に使者を送ったのは、張儉の助言によるものなので、『老學庵筆記』の劉六符が自ら出使を願ったという内容は伝聞の誤りと看做した。これに対して、中国の王煦華・金永高氏も畢沅と同じくこの記事を「伝聞を誤って採録したので、決して事実ではない」とし、その信憑性を否定している。逆に、羅繼祖氏は『遼史』劉六符伝に記されている彼の宋に使用した後の官位の変化から〔史料一〕の信憑性は高いとする。⁽⁴⁾ このように、〔史料一〕の信憑性についてはいくつかの議論があるが、その記事が如何なる経緯で陸游の筆記史料に取められたのかについては全く検討されていない。さらに、『老學庵筆記』の著者陸游には『家世旧聞』という別の筆記が存在し、そこにも遼関連記事が多数収録されている。従って、この収録経緯を明らかにするためには、両筆記史料の中の遼関連記事を総合的に検討しなければならない。

陸游の『家世旧聞』と『老學庵筆記』については、呉珊珊氏が『家世旧聞』に対して総合的な研究を行い、張劍

陸佃『使遼録』の佚文とその史料価値について 洪性珉

第九十八卷 六五

氏は特にその版本の問題を取り上げて検討している。⁽⁶⁾ また、『老学庵筆記』については、校勘と成書時期を考察した阮怡氏⁽⁷⁾と、『老学庵統筆記』の真偽問題を考察した劉亮氏⁽⁸⁾の研究がある。しかし、これらの研究は兩筆記の中の史料源については充分には分析していない。

筆者は陸游の筆記以外にも宋代筆記類から遼関連記事を網羅的に収集して、約六六〇件二十三万余字の史料を得た。⁽⁹⁾ その中の重要な情報源の一つは宋の使者が作成した『使遼語録』である。『使遼語録』については、傅樂煥氏の先行的な研究以来、⁽¹⁰⁾ 幾つかの考察が行われてきた。趙永春氏は、現存する『語録』を整理しその史学的価値について研究した。⁽¹¹⁾ 一方、劉浦江氏は使遼・使金使節の残した『語録』について収集・整理し、宋代の基本史料及び各種の文集や目録から『語録』の名称、版本について調査を行った。⁽¹²⁾ また、宋の使者の行程については、金昌洙氏⁽¹³⁾と澤本光弘氏⁽¹⁴⁾の研究があり、『使遼語録』についての個別研究としては、姚從吾氏⁽¹⁵⁾、蔣武雄氏⁽¹⁶⁾、澤本光弘氏⁽¹⁷⁾の研究がある。しかし、これらの研究では宋代の筆記史料までは検討の対象にしていない。

要するに、陸游の筆記についての研究は、遼関連記事の由来にまでは追究しておらず、『使遼語録』についての研究は、宋代筆記史料にまでは検討が及んでいない。よって、陸游の筆記史料の中の遼関連記事は、①筆記史料としての性格と、②『使遼語録』という二つの立場から総合的に分析する必要がある。

本稿では、まず第一章で『家世旧聞』の中の遼関連記事を抜き出し、その内容について分析する。そして、第二章では『老学庵筆記』に収録されている遼関連記事の由来とその信憑性について検討する。また、第三章では前章での考察結果に基づいて陸佃の『使遼語録』の復元を試みる。最後に、第四章では「史料一」の信憑性について詳し

人物	太傅 陸軫	楚公 陸佃	六叔祖 陸傳	太尉 陸珪	祖母
条数	10	52	2	1	1
割合	8.47%	44.07%	1.69%	0.85%	0.85%
人物	先君 陸宰	黄安時	真淡先生	外曾王父 唐介	舅氏
条数	39	1	1	6	5
割合	33.05%	0.85%	0.85%	5.08%	4.24%

〈表1：『家世旧聞』の情報源及びその割合〉⁽¹⁸⁾

く考察する。これで〔史料二〕の来源及び信憑性についても確かめることができる。以上の考察によって、宋遼関係史に関する宋側の史料の持つ価値をもう一度確認することができよう。

一、『家世旧聞』の中の遼関連記事とその性格

陸游が伝聞で得た情報に基づいて構成された書物である『家世旧聞』は、北宋真宗から南宋高宗までの八朝約一〇〇年間の時期を対象とし、特に神宗、哲宗、徽宗の三朝にその内容が集中している⁽¹⁹⁾。また、その成書時期は淳熙三年から淳熙九年までの間（一一七六―一一八二）とされている⁽²⁰⁾。

張劍氏によると、中華書局の唐宋筆記史料叢刊が使用した版本は、北京大学所蔵の景鈔穴硯齋鈔本であり、その他の版本としては、明の穴硯齋原鈔本（以下「穴本」と略す）と台湾の国家図書館所蔵の張珩藏本（以下「張本」と略す）がある、という⁽²¹⁾。

そして、『家世旧聞』の各条目を分析すると、その情報源は楚公陸佃が四四・〇七%であり、先君陸宰が三三・〇五%であるので、その情報源は両者によるものが圧倒的に多い（表1）を参照）。

この『家世旧聞』に収録されている遼関連記事を、以下に原文のまま提示する。現

伝する史料の状態を確認し、そこから本来の形への復元の材料とするためである。また、論旨の展開上必要な部分については、史料にローマ字や傍線を付け、適宜書き下しを施す。なお、版本による字の異同についての注は、全て張劍氏の研究⁽²²⁾によるものである。

〔史料三〕『家世舊聞』卷上

(a) 楚公元符庚辰冬、自權吏部尙書受命爲回謝北朝國使、與西上閣門使・泰州團練使李嗣徽偕行。(嗣徽字公美、仁廟朝駙馬都尉璋之子⁽²³⁾)。北虜遣金紫崇祿大夫・檢校太傅・左金吾衛將軍耶律成、朝議大夫・守太常少卿・充史館修撰李儔來迓。儔自言燕人、年四十三、劉霄榜及第、今二十八年矣。行過古北口數日、置酒會仙石。(查逆梅詢嘗飲酒賦詩於此、因得名。)儔忽自言、「兄儼新入相。」時已十二月中旬。後數日、至其國都、見虜王洪基、則已苦肺喘、不能親宴勞、移宴就館。明年正月旦、南歸。未至幽州、聞洪基卒、孫燕王延禧嗣立。(b) 延禧長徽宗七歲、以故事稱兄、號天祚。儼相延禧、專作威福、窮極富貴而死。(c) 初、元豐中、蔡京使虜、儼館之、情好頗厚。及崇寧後、二人者皆專國、每因使聘往來、輒問安否、而二人者卒爲國禍基、可怪也。(d) 宣和末、有武人劉遠者、殿帥昌祚之子、爲京東提點刑獄、謂先君曰、「嘗使虜、識儼之子處溫。處溫言儼事洪基時、嘗獻黃菊賦。洪基賜詩、答曰、⁽²⁵⁾「昨日得卿黃菊賦、碎剪金英排作句。袖中猶自有餘香、冷落西風吹不去。」處溫亦貴於其國。方耶律淳妃蕭氏僭立時、處溫用事、欲執蕭氏以幽州內附、事泄、與妻・子皆誅死。後朝廷既得幽州、追贈處溫燕王、且以其居第爲廟。妻刑、亦追封燕國夫人。」(菊詩入筆記)

〔史料四〕『家世舊聞』卷上

(a) 北虜崇釋氏、故僧寺猥多、一寺千僧者、比比皆是。楚公出使時、道中京、耶律成等邀至大鎮國・天慶寺燒香、因設素饌。公問成、「亦有禪僧乎。」曰、「有之。頃有寂照大師、深通理性、今亡矣。」公又問、「道觀幾何。」曰、「中京有集仙觀而已。」以知北虜道家者流、爲尤寡也。(b) 先君言、高麗之俗、亦不喜道教。宣和中、林靈素得幸、乃白遣道士數人、隨奉使往、謂之行教、留數月而歸。所遣皆庸夫、靈素特假此爲丐恩澤爾、不知所謂行教者、竟何爲也。

〔史料五〕『家世舊聞』卷上

(a) 楚公使虜歸、攜所得貍狸至京師。(b) 先君言、猶記其狀、如大鼠而極肥臍、甚畏日、偶爲隙光所射、輒死。性能糜肉、一鼎之內、以貍一鱗投之、旋即糜爛、然虜人亦不以此貴之、但謂珍味耳。

〔史料六〕『家世舊聞』卷上

楚公使虜時、館中有小胡、執事甚謹、亦能華言、因食夾子、以食不盡者與之、拜謝而不食、問其故、曰、「將以遣父母。」公喜、更多與之、且問、「識此、何物也。」曰、「人言是石榴。」意其言食餽也。又虜人負載隨行物、不用兵夫、但遇道上行者、卽驅役之耳。一日將就馬、一擔夫訴曰、「某是燕京進士、不能負擔。」公笑、爲言而遣之。

〔史料七〕『家世舊聞』卷上

(a) 楚公言、遼人雖外窺中國禮文、⁽²⁶⁾然實安於夷狄之俗。南使過中京、舊例有樂來迎、卽以束帛與之。公以十一月二十日至中京、遼人作樂受帛自若也。明旦、迓使輒至止不行、曰、「國忌行香。」公照案牘、則虜忌正月二

陸佃『使遼錄』の佚文とその史料価値について

洪性珉

第九十八卷

六九

十日也。⁽²⁷⁾因移文問之、虜輒送還移文、曰、「去年昨日作忌、今年今日作忌、何爲不可。」蓋利束帛、故徒忌日耳。
(b) 又回途聞其主喪、而不能作操色襍頭、但以墨滅其光、行數日、既除服、則佩服如常矣。獨副使忘洗襍頭、見者皆笑。公平生待物以誠、雖於夷狄不變也、因從容與話、使洗之、副使亟謝。

〔史料八〕『家世舊聞』卷下

宣和末、有故契丹臣夔離不者、號四軍大王、或謂之燕王、收餘衆犯景・薊。朝廷命郭藥師出兵敗之、遂函夔離不之首來獻、以大旗引首函、曰、「僞燕王夔離不首級。」京師少年爭往陳橋門觀之。大臣建言御殿受賀。然夔離不實未嘗死、雖部送諸卒、亦自竊笑。識者皆憤黠胡敢欺朝廷、而歎大臣之阿諛也・附會也。先君偶以書問晁叔用都城近事、叔用報曰、「亦別無他、但聞捉得燕王頭耳。」京師舊諺謂張大矜伐者曰、「恰似捉得燕王頭」、初莫知何謂也。

以上の遼関連記事の中には、二人の話者が確認できる。そのうちの「楚公」は陸游の祖父陸佃であり、「先君」は陸游の父陸宰である。⁽²⁹⁾つまり、遼関連の情報源は、この二人によるものと判断される。これは、『家世旧聞』において陸佃と陸宰による情報が圧倒的な割合を占めている（表1）の結果にも合致し、他の人から得られた情報である可能性は低いことを示す。

そして、遼関連記事の性格も陸宰と陸佃によって異なっている。まず、陸宰の場合は、『史料八』の傍線部が参考になる。

朝廷郭藥師に命じて出兵せしめ之れを敗り、遂に夔離不の首を函れて來獻し、大旗を以て首函を引き、曰く、

「僞燕王夔離不の首級なり」と。京師の少年争いて陳橋門に往き之れを觀る。(中略)先君偶たま書を以て晁叔用に都城の近事を問うに、叔用報じて曰く、「亦た別に他無し、但だ捉えて燕王の頭を得るを聞くのみ」と。

この記事から陸宰による遼関連記事は、宣和年間の開封で得た情報であることが分かる。そして、『家世旧聞』にはその他にも陸宰による遼関連記事が五件あるものの、その情報源は〔史料八〕と同じであると考えられるので、他の記事は割愛する。

一方、陸佃の場合は、「楚公出使時」(〔史料四〕)、「楚公使虜歸」(〔史料五〕)、「楚公使虜時」(〔史料六〕)のように明らかに使者として遼に赴いたときに得られた情報である。では、陸游が引用した陸佃の使遼時期の記録はどこから由来したのか。これと関連して以下の史料が注目される。

〔史料九〕 陸游『渭南文集』卷二七、「先左丞使遼録」

右、先楚公の『使遼録』一卷なり、三十八伯父手書す。伯父幼くして疾を被りて自り、左手を以て書き、然れども筆力の清健たること此くの如し。平生凡そ書を鈔すること數十百卷に至ると云う。淳熙八年四月五日、某謹んで識す。⁽³⁰⁾

〔史料九〕は、陸佃の『使遼録』について書いた陸游の跋文であり、ここから『使遼録』を記録した人物が三八伯父であることが分かる。劉浦江氏は、陸佃の『使遼録』について、すでに宋人の著録に見えないので、現在ももう一文字も存在しないと断言している。⁽³¹⁾しかし、陸游が陸佃の『使遼録』の跋文を作成しているので、彼の筆記史料に楚公が遼に使用していた時の記事が存在していれば、それは明らかに陸佃の『使遼録』から引用した記事で

あると言える。そうであれば、「史料三」(a)、「史料四」(a)、「史料五」(a)、「史料六」(a)、「史料七」(a) (b)は、陸佃の『使遼録』の佚文と看做すべきである。⁽³²⁾

また、陸游の筆記史料の研究においても、彼が陸佃の『使遼録』を参照したことは重要である。先行研究では、『家世旧聞』の成書時期について、淳熙三年から淳熙九年の間(一一七六―一一八二)に完成したとする。⁽³³⁾一方、陸游が陸佃の『使遼録』の跋文を作成した時点は淳熙八年(一一八二)である。そうすると、『家世旧聞』の成書時期は淳熙八年から九年(一一八一―一一八二)までに限定できる可能性が高い。

このように、『家世旧聞』の中の遼関連記事の来源には、陸佃の『使遼録』に由来する記事が多数含まれていた。言い換えれば、遼関連記事の情報源は、陸佃が元符三年(一一〇〇)に遼に赴いた時点にまで遡れる。一方、陸游のもう一つの筆記史料である『老学庵筆記』の中の遼関連記事は、何に由来するのか。これについては、章を改めて検討する。

二、『老学庵筆記』の中の遼関連記事の由来

陸游の晩年の作品である『老学庵筆記』は、唐宋時代の名物典章制度と各種の逸文が多く記載され、厳密に考証されているため、かなり高い史料価値をもつ書籍である。阮怡氏の研究によると、その成書時期は紹熙三年から五年まで(一一九二―一一九四)の間としている。⁽³⁴⁾この『老学庵筆記』の中に記載されている遼関連記事は、先の(史料一)を含めて収録順に従って提示すると以下のとおりである。そして、ここでも前章と同じく現在伝わっている

史料の全容を示すために、原文のまま提示する。

〔史料一〇〕『老學庵筆記』卷四

遼相李儼作黃菊賦、獻其主耶律弘基。弘基作詩題其後以賜之、云、「昨日得啣黃菊賦、碎剪金英填作句。袖中猶覺有餘香、冷落西風吹不去。」

〔史料一〕『老學庵筆記』卷五

(a) ①遼人劉六符、所謂劉燕公者、建議於其國、謂、「燕・薊・雲・朔、本皆中國地、不樂屬我。非有以大收其心、必不能久。」②虜主宗眞問曰、「如何可收其心。」曰、「歛於民者十減其四五、則民惟恐不爲北朝人矣。」③虜主曰、「如國用何。」曰、「臣願使南朝、求割關南地、而增戍閱兵以脅之。南朝重於割地、必求增歲幣。我託不得已受之。俟得幣、則以其數對減民賦可也。」宗眞大以爲然、卒用其策得增幣。④而他大臣背約、纔以幣之十二減賦、民固已喜。⑤及洪基嗣立、六符爲相、復請用元議。洪基亦仁厚、遂盡用銀絹二十萬之數、減燕・雲租賦。(b) 故其後虜政雖亂、而人心不離、豈可謂遼無人哉。

〔史料一〕『老學庵筆記』卷五

(a) 仁宗皇帝慶曆中嘗賜遼使劉六符飛白書八字曰、「南北兩朝、永通和好。」會六符知貢舉、乃以「兩朝永通和好」爲賦題、而以「南北兩朝永通和好」爲韻、云、「出南朝皇帝御飛白書。」六符蓋爲虜畫策增歲賂者、然其尊戴中國尙爾如此、(b) 則盟好中絕、誠可惜也。

この三つの記事の中で、「史料一〇」は李儼についての記事であり、「史料一」と「史料一一」は劉六符について

陸佃『使遼録』の佚文とその史料価値について 洪性珉

の記事である。まず、「史料一〇」の由来は「史料三」の（d）から確認することができる。

宣和の末、武人劉遠なる者有り、殿帥昌祚の子なり、京東提點刑獄と爲り、先君に謂いて曰く、「嘗て使虜し、儼の子處温を識る。處温言えらく、儼、洪基に事うるの時、嘗て黃菊賦を獻す。（中略）（菊詩「筆記」に入る）

つまり、劉遠という人物が嘗て自分が使者として遼に行つたときに聞いたことを陸宰に語っている。その話によれば、劉遠は使遼中に李処温を知り、この李処温が父李儼の話を劉遠に伝えていることが確認できる。よって、「史料一〇」に関する情報の流れをまとめると、「図A」のようになる。

〔図A〕



では、「史料一」と「史料二」の劉六符の記事は、一体何に由来するものなのか。まず、劉六符の没年が清寧三年（一〇五七）であること⁽³⁵⁾を考えると、陸游は勿論、陸佃も劉六符に直接会うのは不可能である。しかし、『老学庵筆記』が陸游の著作である以上、その記事も『家世旧聞』の情報源からそれほど外れてはいない筈である。

このような点を念頭に置きながら「史料一」、「史料二」を見ると、それらは（a）と（b）の二つに分けられる。（a）は単に事実関係を述べた部分であり、（b）は（a）について感想または評価を述べている部分である。

その中で (b) は、その内容から、宣和年間の北宋の北伐と関連した記述と考えられる。言い換えれば、(b) は陸佃が書いたとは考えがたく、後に陸宰か陸游が書き加えた部分であろう。

一方、(a) の部分は逆に陸宰が得た情報としては考えがたい。なぜなら、陸宰による情報は、「宣和年間の開封で得たもの」という特徴を持っているからである。更に、劉六符に関する記録としては〔史料一〕のみならず〔史料二〕にも収録されているので、劉六符に関する事情に詳しい何らかの情報源があったと考えられる。つまり、両史料とも〔凶A〕の李処温のように、遼側から劉六符についての逸話を伝えてくれる人物を想定しなければならぬ。それと関連して〔史料三〕(a) の傍線部が注目される。

(李) 儔自ら言えらく燕人なり、年四十三、劉霄榜に及第して、今二十八年なり。

ここで李儔が劉霄について言及していることを見ると、劉霄が状元で合格して当時遼で重要な位置を占めている人物だと思わせる。すると、この「劉霄」とは一体どのような人物なのか。これについては、次の記事が参考になる。

〔史料二〕 李朴『豊清敏公遺事』〔全宋筆記〕第二編八冊、一二九頁。

契丹に館伴し、遂に正旦（或いは生辰と作る）國信使と爲る。虜中の接伴劉霄（六符の孫なり）、蓋し其の國に在りて名臣を以て稱せられ、公を見るに深く歎服を加う。³⁶

〔史料二二〕は、豊稷という人物に関する伝記である。彼は『宋史』卷三二二に列伝があるものの、そこには彼が使者として遼に赴いた事実は全く記されていない。しかし、先行研究によると、彼は元祐七年（一〇九二）に生辰國信使として遼に派遣されたため、これは豊稷の列伝を補える史料だと考えられる。³⁷

そして、「史料二二」の傍線部のように、遼の接伴使であった劉霄が劉六符の孫であることが重要である。彼が劉六符の孫であれば、劉六符の燕雲十六州の減税（史料一一）と、劉六符が知貢舉であった時のこと（史料一二）について詳しく知っていても不思議ではない。また、劉霄は当時の遼の重要人物であれば、陸佃が遼に使いした時に彼と会った可能性は高い。よって、『老学庵筆記』の中の劉六符に関する記事は劉霄を媒介にして陸佃に伝わたと見て差し支えないだろう。また、この記事が『老学庵筆記』にのみ確認される点からみて、陸游がこの情報を陸佃の『使遼録』以外から得たとは考えがたい。

以上の考察をまとめて、「史料一一」、「史料一二」の情報の入手経路を復元すると、以下のとおりになる。

〔史料二〕、「史料一二」の（a）の部分

劉六符による減税など ↓ 劉霄 ↓ 陸佃の『使遼録』 ↓ 『老学庵筆記』

〔史料二〕、「史料一二」の（b）の部分

（陸佃の『使遼録』） ↓ 陸宰か陸游の評価 ↓ 『老学庵筆記』

以上、『老学庵筆記』の中の遼関連史料の史料源について分析した。まとめると、劉六符関連記事は、伝聞の誤りではなく劉霄による情報を収録した陸佃の『使遼録』に由来したものであると考えられる。すると、この結論は他の角度から見れば、陸游の筆記史料を利用して陸佃の『使遼録』を復元できることを意味する⁽³⁸⁾。次章では、これ

について検討する。

三、陸佃『使遼録』の特徴とその配列

陸佃の『使遼録』を復元する前に、まず先行研究を参照しつつ『使遼語録』について整理する。劉浦江氏は、使者の語録を、①行程録（使者による公式報告書）、②泛使が朝廷に提出する特別報告、③個人記録の三種類に区分している。また、『使遼語録』を作成する官員として訳語殿侍などが存在するので、これらの記録は本来胥吏の手によって作られた公文書であった。従って、遼に使者として赴いた宋の士大夫が多かったにも関わらず、彼らの文集の中に『使遼語録』が収録されていない理由として、①『使遼語録』の形式が千篇一律で内容が大同小異であることと、②本人自らの執筆ではないことを挙げている。⁽³⁹⁾

そうであれば、陸佃の『使遼録』についても、現存する『使遼語録』⁽⁴⁰⁾と比較する方法を用いてその性格を明らかにする必要がある。まず、陸佃の肩書きである回謝北朝国使は宋が定期的に遼に送る使者に属し、特別な目的を帯びて遼に行った泛使ではない。よって、彼の『使遼録』は、②泛使による特別報告書とはならない。

一方、陸佃の『使遼録』には遼への旅の中にあつた逸話を多数採録するなど、比較的自由な書き方を行っている特徴がある。ところが、そうだとでも陸佃の『使遼録』が劉浦江氏の言う、③個人記録のように使行とは全く関係ない個人の感想を記録した書物とは考えがたい。なぜなら、行程録に属する語録には必ず移動地点か日付が記されており、陸佃『使遼録』の佚文にも、①移動地点と、②日付が確認されるからである（附録）を参照。

まとめると、陸佃『使遼録』は陸佃が使遼中にあったことをメモ書きしたものがそのまま『使遼録』に収録され、より原史料に近い形を持っている『使遼語録』だと考えられる。

次に、陸佃『使遼録』の復元をする際に問題となるのは、その入手経路が判然としない〔史料一〕、〔史料二〕の配置である。なぜなら、『使遼録』の復元である以上、これらの記事を恣意的に配置することはできないからである。これは、陸佃が劉霄とどこで会ったのかと関わるが、その場所と時期については明確な記載がない。また、劉霄本人は正史に列伝がなく、現時点で彼の墓誌銘も未見であるので、他の伝記史料からその官歴を確認するしかない。

〔史料二三〕「皇弟秦越國妃蕭氏墓誌」〔壽昌二年〕⁽⁴²⁾

中書門下平章事・望仙聖神兩殿都部署耶律信寧、刑部侍郎・知上京留守・臨潢尹事劉霄に申命し焉を提總せしむ。⁽⁴³⁾

〔史料二四〕『金史』卷七八、「列傳」第一六、劉彥宗

劉彥宗字は魯開、大興宛平の人なり。遠祖は怱、唐の盧龍節度使なり。石晉幽・薊を以て遼に入らせしめ、劉氏六世遼に仕え、相繼いで宰相と爲る。父霄は中京留守に至る。彥宗進士乙科に擢せらる。〔中略〕天會六年に薨じ、年五十三。鄆王に追封せらる。⁽⁴⁴⁾

〔史料二三〕からは、劉霄が壽昌二年（一〇九六）に、知上京留守・臨潢尹事であったことが分かる。従って、陸佃が遼に赴いた元符三年（遼壽昌六年、一一〇〇）頃に、彼は上京留守に相当する地位にいたと考えられる。これ

と関連して、「史料一四」で彼が中京留守にまで至ったという記事は重要である。

劉霄の家系は、劉六符—劉某—劉霄—劉彦宗に繋がり、劉六符と劉彦宗の没年が確認されるので、劉霄の没年もおおよそ推察できる。まず、劉六符は清寧三年（一〇五七）に亡くなっており、劉彦宗の場合は天会六年（一一二八）に亡くなったので、両者の没年には七一年の差がある。そしてその間を平均すると、劉六符の息子は一〇八〇年頃に、劉霄は一〇四四年頃に亡くなることになる。すると、中京留守が劉霄の最後の肩書だとすれば、陸佃が遼に使用した時にもこの職にいたと考えられよう。また、遼の中京は宋の使者が必ず通過する場所であり、陸佃も遼の中京を通っている（史料四）、「史料七」の傍線部）、その状況を考慮すれば、陸佃と劉霄が中京で会った可能性が大いにあるとしてよいであろう。それ故、ここでは陸佃が中京で劉霄と会ったと看做して陸佃の『使遼録』を復元した（附録）を参照。

以上、陸佃の『使遼録』を復元することで、「史料一」の元の形を確認することができた。しかし、「史料一」を史料として引用するためには、その信憑性について更なる考察が必要である。これについては、章を改めて議論する。

四、劉六符関連記事の信憑性

では、清代の畢沅はなぜ「史料一」を伝聞の誤りだと看做したのか。これについては遼宋増幣交渉における遼部の議論を踏まえたいうえで考察する必要がある。

陸佃『使遼録』の佚文とその史料価値について

洪性珉

第九十八卷

七九

〔史料一五〕『遼史』卷九三、「列傳」第三三、蕭惠

是の時帝天下を一つにするを欲し、三關を取るを謀り、群臣を集めて議す。惠曰く、「兩國の強弱、聖虜の悉くする所なり。宋人西征して年有り、師老いて民疲れ、陛下親ら六軍を率いて之れに臨めば、其の勝必たり」と。蕭孝穆曰く、「我が先朝宋と和好し、罪無くも之れを伐てば、其の曲我れに在り、況や勝敗未だ逆料すべからず。願わくは陛下熟察せん」と。帝、惠の言に従い、乃ち使いを遣わして宋に十城を求め、諸軍を燕に會す。⁽⁴⁷⁾

〔史料一六〕『遼史』卷八〇、「列傳」第一〇、張儉

政を致して第に歸り、會たま宋の書辭禮の如からず、上將に親征せんとす。「張」儉の第に幸し、尙食先に往きて饌を具うも、之れを却け、葵羹・乾飯を進む。帝之れを食して美しとし、徐に問うに策を以てす。儉利害を極陳し、且つ曰く、「第だ一使を遣わして之れを問えば、何ぞ必ず遠く車駕を勞せん」と。上悦びて止む。⁽⁴⁸⁾

〔史料一五〕によると、遼の興宗が宋への南伐のために群臣と議論した際、蕭惠は戦争に賛成し、蕭孝穆はそれに反対していた。また〔史料一六〕によると、張儉は宋への使者派遣による外交的解決を主張していた。そして、興宗は宋に使者を送ると同時に南征賞罰令を頒するなど、⁽⁴⁹⁾戦争準備を開始した。つまり、興宗は〔史料一〕の③のように、劉六符の意見に従って動いたわけではない。

一方、この時の劉六符の立場は、『遼史』及び『契丹国志』の彼の列伝には記されておらず、〔史料一〕の③でしか確認できない。しかし、〔史料一〕の記述は〔史料一六〕の記述と相反しているので、二者択一するしかない。

まず、張儉は、聖宗皇帝の哀冊を撰した人物であったため、当時彼が政治から隠退したとしても興宗に与えられる影響力は大きかったといえる。また、「史料一六」が遼側の史料である以上、それを尊重するのが穏当であろう。畢沅は「史料二」で【考異】の形でこうした意見を披歴し、筆者もそれに同意するところである。

しかし、「史料一」の③の信憑性が疑わしいとしても、「史料二」の全てを伝聞の誤りと看做すことができるだろうか。これについて以下の史料が注目される。

〔史料一七〕 洪中孚「論伐遼劄子」(『全宋文』卷二五六三、第一一九冊一二七頁)

饘粥の粗給する者已に戚里に連なり、而して劉六符虜に相し、疾みて且つ篤し。耶律洪基臨問するに、遺言すらく「燕雲實に大遼根本の地なり、願わくは深く民心を結び、南思を萌えしむる無かれ」と。洪基乃ち其の深く結ぶの道を詰すに、六符對するに徭役を省き、賦歛を薄むるを以てす。洪基深く之れを嘉納し、遂に税賦の三分の一を減ず。兩地に供輸する者皆な之れを知る。⁵¹⁾

〔史料一八〕 范純仁『范忠宣集』卷一七、「富公行狀」(元豐六年七月)

六符又た曰く、「吾王金帛を受くるを恥じ、堅く十縣を欲せば、何如せん。」公曰く、「(中略)仁宗からの伝言の形で増幣を提案」六符其の介に顧みて曰く、「南朝皇帝の心を存すること此くの如し。大いに善し、即ち當に共に之れを奏して、兩主の意通ぜしむるべし」と。⁵²⁾

〔史料一七〕は、真定府路安撫使である洪中孚の劄子であり、彼は安撫司の諜報活動からこの情報を得たと考えられる。⁵³⁾そして、この記事から、燕雲地域における遼の第二次減税が確認される。従って、「史料一」の⑤の第二

次減税が全く根拠がないと断言することはできない。また、『史料一七』の傍線部に見られる劉六符の燕雲地域についての認識は、『史料二』の①とも一致している。

一方、遼の第一次減税は、宋の兩属民政策からもその実態が窺える。宋は、慶曆二年（一〇四二）に兩属民を義勇に編入し入れ墨をさせることで彼らの税役負担が重くなったが、慶曆四〜五年（一〇四四〜五）には彼らの差役を免除しその代わりに賦税を課して彼らの負担を軽くした。⁽⁵⁴⁾このような政策変化は、重熙二二年（一〇四三）に実施されたと考えられる遼の第一次減税を抜きにしては上手く説明できない。そして、『史料一八』は富弼の『使遼語録』の佚文であるが、ここで劉六符は宋の増幣に賛成する立場を表明している。つまり、『史料二』の③の「我れ已むを得ずに託けて之れを受く」の部分と相通じる内容である。

まとめると、『史料二』の③の遼の内部で劉六符がその議論を主導しているような記述を除いた、①②④⑤は他の史料から検証が可能であり、ある程度の信憑性が担保できる部分である。言い換えれば、『史料一』は信憑性が疑わしい部分と信頼し得る部分が混じっていることになる。つまり、『史料一』は全て伝聞の誤りと看做して否定するのではなく、裏付けをとりながら扱えば充分利用しうる史料になる。

では、『老学庵筆記』にはなぜ、③の傍線部のような記述が施されていたのか。これに関して、陸佃がこの情報を劉六符の孫劉霄から得たことを補強する。なぜなら、劉霄が劉六符の孫である以上、遼の政治の中で劉六符の行動を強調するために脚色した形で語ったことは充分想定されるからである。そうであれば、清代の畢沅以来『老学庵筆記』記事の批判の根拠となる部分についても、なぜそのような文脈で語られているかが合理的に説明が付く。

最後に、劉六符はなぜ増幣交渉の遼側の担当者として選ばれたのか。少なくとも当時の劉六符は翰林学士であったため⁽⁵⁵⁾、使者に任命され得るポストにいたことは間違いない。また、増幣で解決しようとする劉六符がある種の外交的な解決を図ったとすれば、張儉の立場と相通ずる。よって、張儉が興宗に劉六符を薦めたとも考えられるが、史料の制約のためそれ以上のことは言えない。

む す び に——遼代史研究における『老学庵筆記』の史料価値——

本稿の考察をまとめると、以下の通りである。

- ① 『家世旧聞』の遼関連記事の情報源は、陸佃の『使遼録』と陸宰が宣和年間に開封で得た情報による。
- ② 『老学庵筆記』の遼関連記事の情報源も『家世旧聞』と同様であり、その中の劉六符関連記事は、彼の孫劉霄による情報である可能性が高く、それは更に陸佃に伝わったと考えられる。
- ③ 陸佃の『使遼録』の性格は、行程録(使者による公式報告書)とは異なっており、私的要素の強い『使遼語録』である。

④ (史料一)は、一部劉霄の思いで述べられたと推測される部分を除けば、他の史料との相互検証が可能である。

以上の考察で、「史料一」はある程度の信憑性が担保され、利用可能な史料であると言える。ここで「史料一」でしか確認できない最も重要な内容は、遼の燕雲地域の減税という国内政治と増幣交渉という外交政策が当地の民

心という要素と共に有機的に連動している事実である。これは、遼宋増幣交渉を研究する際には遼の国内事情をも考慮しなければならないことを意味する。

また、宋からの歳幣と燕雲地域からの徴税は、各々外部からの貢納と内部の定住地域からの徴税を意味し、これらは掠奪や貿易と共に遊牧国家が定住国家や定住社会より物資を得る方法である。⁽⁵⁶⁾ 言い換えれば、「史料一」は遼の漢地統治及び遼を中心とする国際関係のみならず、遊牧国家としての遼の性格をも見通せる価値を持っていると言える。これらの歴史的意義は、全て遼宋増幣交渉と深く関わっていると見えるだろう。よって、遼宋増幣交渉は必ず究明しなければならない研究課題である。これについては、今後の課題としたい。

〈附録：陸游の筆記史料等から復元した陸佃の『使遼録〉

順次	内容	出典
①使者への任命	元符庚辰冬、自權吏部尚書受命爲回謝北朝國使、與西上閣門使・泰州團練使李嗣徽偕行。(嗣徽字公美、仁廟朝駙馬都尉璋之子。)	〔史料三〕
②遼の接伴使	北虜遣金紫崇祿大夫・檢校太傅・左金吾衛將軍耶律成、朝議大夫・守太常少卿・充史館修撰李儔來遼。儔自言燕人、年四十三、劉霄榜及第、今二十八年矣。	〔史料三〕
③燕京での出来事	館中有小胡、執事甚謹、亦能華言、因食夾子、以食不盡者與之、拜謝而不食、問其故、曰、「將以遺父母。」公喜、更多與之、且問、「識此、何物也。」曰、「人言是石榴。」意其言食餽也。又虜人負載隨行物、不用兵夫、但遇道上行者、即驅役之耳。一日將就馬、一擔夫訴曰、「某是燕京進士、不能負擔。」公笑、爲言而遣之。	〔史料六〕
④古北口	行過古北口數日、置酒會仙石。(查逆梅詢嘗飲酒賦詩於此、因得名。)儔忽自言、「兄儼新入相。」	〔史料三〕

⑤中京	遼人雖外窺中國禮文，然實安於夷狄之俗。南使過中京，舊例有樂來迎，即以東帛與之。十一月二十日至中京，遼人作樂受帛自若也。明旦，逆使輒至止不行，曰、「國忌行香。」公照案牘，則虜忌正月二十日也。因移文問之，虜輒送還移文，曰、「去年昨日作忌，今年今日作忌，何爲不可。」蓋利東帛，故徒忌日耳。	〔史料七〕
⑥劉霄との会話	遼人劉六符，所謂劉燕公者，建議於其國，謂、「燕・薊・雲・朔，本皆中國地，不樂屬我。非有以大收其心，必不能久。」虜主宗眞問曰、「如何可收其心。」曰、「斂於民者十減其四五，則民惟恐不爲北朝人矣。」虜主曰、「如國用何。」曰、「臣願使南朝，求割關南地，而增戍閱兵以脅之。南朝重於割地，必求增歲幣。我託不得已受之。俟得幣，則以其數對減民賦可也。」宗眞大以爲然，卒用其策得增幣。而他大臣背約，纔以幣之十二減賦，民固已喜。及洪基嗣立，六符爲相，復請用元議。洪基亦仁厚，遂盡用銀絹二十萬之數，減燕・雲租賦。	〔史料二〕
⑦劉霄との会話	仁宗皇帝慶曆中嘗賜遼使劉六符飛白書八字曰、「南北兩朝、永通和好。」會六符知貢舉，乃以「兩朝永通和好」爲賦題、而以「南北兩朝永通和好」爲韻，云、「出南朝皇帝御飛白書。」六符蓋爲虜畫策增歲幣者，然其尊戴中國尙爾如此。	〔史料二〕
⑧謁見	時已十二月中旬。後數日，至其國都，見虜主洪基，則已苦肺喘，不能親宴勞，移宴就館。	〔史料三〕
⑨回賜	得貔狸。	〔史料五〕
⑩帰路中	明年正月旦，南歸。	〔史料三〕
⑪帰路中 ⁽⁵⁷⁾	北虜崇釋氏，故僧寺很多，一寺千僧者，比比皆是。道中京，耶律成等邀至大鎮國・天慶寺燒香，因設素饌。公問成，「亦有禪僧乎。」曰、「有之。頃有寂照大師，深通理性，今亡矣。」公又問，「道觀幾何。」曰、「中京有集仙觀而已。」以知北虜道家者流，爲尤寡也。	〔史料四〕
⑫帰路中	未至幽州，聞洪基卒，孫燕王延禧嗣立。	〔史料三〕
⑬帰路中	歸、半道聞遼主洪基喪，送伴者赴臨而返，謂佃曰、「國哀如是，漢使殊無弔唁之儀，何也。」佃徐應曰、「始意君匍匐哭踊而相見，即行弔禮，今儼然如常時，尙何所弔。」伴者不能答。	〔宋史〕 〔陸佃伝〕
⑭帰路中	回途聞其主喪，而不能作操色撲頭，但以墨減其光，行數日，既除服，則佩服如常矣。獨副使忘洗撲頭，見者皆笑。公平生待物以誠，雖於夷狄不變也，因從容與話，使洗之，副使亟謝。	〔史料七〕

註

- (1) 洪性珉「稅役から見た宋遼兩屬民」(『内陸アジア史研究』二八、二〇一三)。
- (2) 遼人劉六符、所謂劉燕公者、建議於其國、謂、「燕・薊・雲・朔、本皆中國地、不樂屬我。非有以大收其心、必不能久。」虜主宗眞問曰、「如何可收其心。」曰、「斂於民者十減其四五、則民惟恐不爲北朝人矣。」虜主曰、「如國用何。」曰、「臣願使南朝、求割關南地、而增戍閱兵以脅之。南朝重於割地、必求增歲幣。我託不得已受之。俟得幣、則以其數對減民賦可也。」宗眞大以爲然、卒用其策得增幣。而他大臣背約、纔以幣之十二減賦、民固已喜。及洪基嗣立、六符爲相、復請用元議。洪基亦仁厚、遂盡用銀絹二十萬之數、減燕・雲租賦。故其後虜政雖亂、而人心不離、豈可謂遼無人哉。
- (3) (前略) 是月、遼遣南院宣徽使蕭特默・翰林學士劉六符來、使取晉陽及瓦橋以南十縣地、且問興師伐夏及沿邊疏濬水澤、增益兵戍之故。(『考異』(中略) 陸游『老學庵筆記』云、(中略)。按遼主創南伐之謀、自因宋人喪師於夏、乘釁而動耳。其時蕭惠承順上旨、雖以蕭孝穆之力諫而不見聽。既而因張儉之言始不親率師南伐、而命六符使宋索地、非六符首建此策而自請出使也。『老學庵筆記』恐屬傳聞之誤)。
- (4) (史料一) の信憑性についての議論は、羅繼祖「関于『慶曆增幣』——讀史札記」(『學習与探索』、一九八六年第六期) 一二七頁を参照。
- (5) 吳珊「『家世旧聞』研究」(華東師範大学碩士學位論文、二〇〇七)。
- (6) 張劍「『家世旧聞』版本補議——兼議陸游家世詩數量稀少的原因」(『國學學刊』二〇一五年第二期)。
- (7) 阮怡「『老學庵筆記』校勘補記及成書時間小議」(『圖書館研究与工作』二〇一三年第二期)。
- (8) 劉亮「对『老學庵統筆記』真偽的質疑」(『上海大學學報』(社會科學版) 二〇〇九年第五期)。
- (9) この數値は、中華書局の唐宋筆記史料叢刊及び大象出版社の『全宋筆記』第六篇までに収録されている筆記史料を対象にして収集した結果である。
- (10) 傅榮煥「宋人使遼語録行程考」(『遼史叢考』中華書局、一九八四、初出は一九三六)。
- (11) 趙永春「宋人出使遼金『語録』研究」(『史學史研究』一九九六年第三期)、同「宋人出使遼金『語録』的史學價值」(『淮陰師範學院學報』(哲學社會科學版) 二〇一三年第三期)。
- (12) 劉浦江「宋代使臣語録考」(『二〇一三世紀中國文化的碰撞与融合』上海人民出版社、二〇〇六)。

- (13) 金昌洙「契丹에 関한 行程錄에 對하여」(『東国史學』第三輯、東国史學會、一九五五)。
- (14) 澤本光弘「契丹(遼)の交通路と往来する人」(鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』、勉誠出版、二〇一)。
- (15) 姚從吾「阿保機与唐使臣姚坤会见談話集録」(『文史哲學報』第五期、国立台湾大学文學院、一九五三)。
- (16) 蔣武雄「蘇轍使遼始末」(『東吳歷史學報』第一三期、二〇〇五)、同「韓琦与宋遼外交探討」(『東吳歷史學報』第一九期、二〇〇八)など。
- (17) 澤本光弘「『神宗皇帝即位使遼語録』の概要と成立過程」(荒川慎太郎他編『契丹「遼」と一〇〜一二世紀の東部ユーラシア』勉誠出版、二〇一三)。
- (18) 呉珊珊前掲論文、一〇頁の表を基にして作成した。なお、表の中の割合は、小数点以下三桁で四捨五入したものである。
- (19) 呉珊珊前掲論文、一〇頁。
- (20) 呉珊珊前掲論文、四〜六頁。
- (21) 張劍前掲論文、九一〜九三頁。
- (22) 張劍前掲論文。
- (23) 璋、張本誤作「璋」。
- (24) 張本作「金紫榮祿大夫」。

陸佃「使遼録」の佚文とその史料価値について 洪性珉

- (25) 張本作「答之曰」。
- (26) 窺、張本作「竊」。
- (27) 文意からみると、「正月」は「十一月」の誤りであろう。
- (28) 張本作「又西遼送使聞其主喪」。
- (29) 陸游「家世舊聞」卷下、「先君(諱宰、字元鈞。言、(後略)。」
- (30) 右、先楚公使遼録一卷、三十八伯父手書。伯父自幼被疾、以左手書、然筆力清健如此。平生凡鈔書至數十百卷云。淳熙八年四月五日、某謹識。
- (31) 劉浦江前掲論文、二七九〜二八〇頁。
- (32) 陸游一族は、南渡した後にもかなり多くの書籍を保有していたと考えられる。例えば、宋・施宿『會稽志』卷一六によると、紹興一三年(一一四三)に秘書省を建てた後、陸宰の家から献上した書籍は凡そ一万三千余卷であったという(『會稽志』卷一六、「求遺書」。「紹興十三年、始建秘書省於臨安天井巷之東、仍詔求遺書於天下。首命紹興府錄朝請大夫直秘閣陸宰家所藏書來上、凡萬三千卷有奇」。この陸游一族の書籍保有の状況から見ると、家伝として陸佃の『使遼録』を持っていたと考えられる。
- (33) 呉珊珊前掲論文、四〜六頁。
- (34) 阮怡前掲論文、七七頁。

第九十八卷 八七

- (35) 于璞『北京考古史』遼代卷（上海古籍出版社、二〇一二年）、一〇三～一〇四頁。
- (36) 館伴契丹、遂爲正旦（或作生辰）國信使。虜中接伴劉霄（六符之孫）、蓋在其國以名臣稱、見公深加歎服。
- (37) 聶崇岐『宋史叢考』下冊（中華書局、一九八〇）の「宋遼交聘考」附「生辰國信使副表」、三四六頁。
- (38) 陸游の筆記史料には陸佃を「公」と表記している。それは、陸宰か陸游によつて変えられたと考えられる。また、『宋史』卷三四三、「列傳」第一〇二、陸佃にも彼が使遼した時の記録が一部収録されている。よつて、陸佃の『使遼録』の復元には、その部分も取り入れる。
- 遷吏部尙書、報聘于遼、歸、半道聞遼主洪基喪、送伴者赴臨而返、謂佃曰、「國哀如是、漢使殊無弔唁之儀、何也。」佃徐應曰、「始意君匍匐哭踊而相見、卽行弔禮、今儼然如常時、尙何所弔。」伴者不能答。
- (39) 劉浦江前掲論文、二五四～二六二頁。
- (40) ①行程録の場合には、賈敬顔『五代宋金元人辺疆行記十三種疏証稿』（中華書局、二〇〇四）所収の五種類の使遼語録、及び陳襄の『神宗皇帝即位使遼語録』（『遼海叢書』第四冊、遼瀋書社、一九八五）を参照し、③個人記録の場合には、阮廷焯「張舜民使遼録輯」（『大陸雜誌』第七二卷第三期、一九八六）を参照した。
- (41) 先行研究の中で、劉霄についての言及は、蔣武雄「遼代文臣参与遼宋外交的探討——以遼代狀元和王師儒為例——」（『東吳歷史學報』第一七期、二〇〇七、三六～三七頁）が最も詳しい。
- (42) 蓋之庸編『内蒙古遼代石刻文研究』（内蒙古大学出版社、二〇〇二）、二六六～二六七頁。
- (43) 申命中書門下平章事・望仙聖神兩殿都部署耶律信寧、刑部侍郎・知上京留守・臨潢尹事劉霄提總焉。
- (44) 劉彥宗字魯開、大興宛平人。遠祖忤、唐盧龍節度使。石晉以幽・薊入遼、劉氏六世仕遼、相繼爲宰相。父霄至中京留守。彥宗擢進士乙科。（中略）天會六年薨、年五十三、追封鄆王。
- (45) 于璞前掲書、一〇三～一〇四頁。
- (46) 傅樂煥前掲論文、二六～二八頁。
- (47) 是時帝欲一天下、謀取三關、集群臣議。惠曰、「兩國強弱、聖慮所悉。宋人西征有年、師老民疲、陛下親率六軍臨之、其勝必矣。」蕭孝穆曰、「我先朝與宋和好、無罪伐之、其曲在我、況勝敗未可逆料。願陛下熟察。」帝從惠言、乃遣使索宋十城、會諸軍于燕。
- (48) 致政歸第、會宋書辭不如禮、上將親征。幸儉第、尙食先往具饌、却之、進羹羹乾飯、帝食之美。徐問以策、儉極陳利害、且曰「第遣一使問之、何必遠勞車駕。」上悅而止。

(49) 『遼史』卷一九、「本紀」第一九、興宗二、重熙十二年、「夏四月甲戌朔、頒南征賞罰令。」

(50) 聖宗皇帝哀冊は、向南編『遼代石刻文編』（河北教育出版社、一九九五）、一九三―一九五頁に収録されている。

(51) 饘粥粗給者已連戚里、而劉六符相虜、疾且篤。耶律洪基臨問、遺言「燕雲實大遼根本之地、願深結民心、無使萌南思也。」洪基乃詰其深結之道、六符對以首徭役・薄賦歛。洪基深嘉納之、遂減稅賦三分之一。兩地供輸者皆知之。

- (52) 六符又曰、「吾主恥受金帛、堅欲十縣、何如。」公曰、「（中略）仁宗からの伝言の形で増幣を提案」六符願其介曰、「南朝皇帝存心如此、大善、即當共奏之、使兩主意通。」
- (53) これについては、洪性珉（口頭発表）「宋と遼の諜報組織とその運営について」（二〇一三年度早稲田大学史学会大会、早稲田大学戸山キャンパス、二〇一三年一〇月十五日、要旨文は『史観』第一七〇冊、早稲田大学史学会、二〇一四、一五八―一六〇頁）の検討に基づいている。
- (54) 洪性珉前掲論文、一五―二〇頁。
- (55) 『遼史』卷八六、「列傳」第一六、劉六符、「重熙初、還政事舍人、擢翰林學士。」

陸佃『使遼録』の佚文とその史料価値について 洪性珉

- (56) これについては、以下の研究を参照されたい。護雅夫『古代トルコ民族史研究』Ⅲ（山川出版社、一九九七）の第一章第一節「古代東アジアにおける遊牧国家と農耕国家」（初出は、一九五〇）、同「総説」（『岩波講座世界歴史』九、岩波書店、一九七〇）、田村実造『中国征服王朝の研究』上（東洋史研究会、一九六四）の第一章「北アジアにおける歴史世界の形成と発展」（初出は、一九五六）、吉田順一「遊牧社会の発展に関する松田説とラティモア説」（『東西文化交流史』、雄山閣、一九七五）、金浩東「北아시아 遊牧国家의 君主權」（『東亞史上의 王權』、한울、一九九三）、Nicola Di Cosmo, "State Formation and Periodization in Inner Asian History," *Journal of World History*, 10: 1 (Spring 1999)。
- (57) 大鎮国・天慶寺の訪問は、遼の国都へ行く道中の出来事である可能性もある。しかし、『神宗皇帝即位使遼語録』には帰路中に鎮国寺と天慶寺を訪れていること（前掲『遼海叢書』第四冊、二五四―五頁上右）を考えれば、陸佃もやはり帰路中に訪れたと看做すべきである。

（早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程）

to act as a border defense force. However, some of the chieftains of the Qinghai Mongols had misgivings about such a large scale mobilization, took flight and revolted against the Qing. In response, Emperor Yongzheng, perceiving the Court's economic support had been insufficient, decided to reduce the number of troops to be mobilized and turn mobilization over to specific banner chieftains appointed by the Qing Dynasty as *jasak* (扎薩克).

Although such conditions on the ground forced the Qing Dynasty to economically support the Qinghai Mongols and to make compromises concerning how to utilize the League-Banner System, the ruler-subject relationship between the Qinghai Mongols and the Tibetans was judged to have destabilized Qing rule, and the Qing Dynasty dissolved it completely. By focusing on the fluidity in the transition to establishing stable rule over the Qinghai Mongols, the author has brought into relief one aspect of Qing rule; that is, changing the status quo through flexible operation of existing governance mechanisms.

The Value of a Fragment from Lu Dian's *Shiliao Lu* as a Historical Source:
The Notebooks of Lu You

HONG Sungmin

In the study of the Liao 遼 Dynasty's governance of the Yanyun 燕雲 region one important historical source is an account concerning tax reductions implemented by Liu Liufu 劉六符 in the Yanyun region contained in Lu You's 陸游 notebook entitled *Laoxuean Biji* 老学庵筆記. Although the research to date has questioned the reliability of this account, it has failed to explain why Lu You would have included such a dubious account among the historical records he copied into his notebook. In this article, the author, through a comprehensive study of the historical records related to the Liao Dynasty contained in *Laoxuean Biji* and Lu You's another notebook entitled *Jiashi Jiuwen* 家世旧聞, attempts to clarify the origins of the tax reduction account.

As the title, *Old Recollections About Family History*, implies, *Jiashi Jiuwen* is a collection of narrative passed on to Lu You from his grandfather Lu Dian 陸佃 and father Lu Zai 陸宰. Some of the volume's information pertaining to the Liao was provided by Lu Dian's recollections concerning

his experiences while dispatched to the Liao court. Due to the fact that Lu You wrote a postscript to Lu Dian's accounts of those experiences entitled *Shilao Lu* 使遼錄, the author concludes that the information in *Jiashi Jiuwen* must have extracted from *Shilao Lu*, which has been lost.

Returning to the accounts concerning Liu Liufu in *Laoxuean Biji*, the author points to the personage of one Liu Xiao 劉霄, who was the grandson of Liu Liufu and an acquaintance of Lu Dian while the latter was at the Liao court. Liu Xiao was probably the person who informed Lu Dian of his grandfather's accomplishment in the Yanyun region.

Finally, the author takes up the authenticity of the "tax reduction account." By refuting its part about Liao Emperor Xingzong 興宗 following any advice given by Liu Liufu during his negotiations with the Song Dynasty concerning increases in the latter's annual payments, Qing Period bibliographical scholar Bi Yuan 畢沅 denied the reliability of the "tax reduction account" in its entirety. However, the author refers to other sources in concluding that there are other parts of the account that ring true, meaning that the account can be used as a historical source in combination with other evidence.

For example, the account is an excellent source for understanding that internal politics and diplomatic policy of the Liao Dynasty were linked organically to winning the consent of the Han-Chinese people of Yanyun. Furthermore, the account is extremely valuable for observing not only the Liao Dynasty's governance of Han-Chinese regions and the international relations surrounding it, but also its character as a nomadic empire.